

令和7年度 デジタル機器導入促進支援事業



ご申請いただく前に、必ず下記の東京都福祉保健財団HPに掲載予定の要綱やQ & A等をご確認ください。
https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/digital/

概要

介護事業所が、デジタル機器を活用し介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステム（以下「介護業務支援システム」という。）を導入する場合に、必要な経費の一部を補助します。

【対象】交付申請日時点で都内において開設している介護保険サービスの事業所、
養護老人ホーム及び軽費老人ホーム※令和7年度より以下の（ア）～（エ）の施設も補助対象になりました。

対象に追加	(ア)定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設	(イ)介護老人保健施設
	(ウ)（介護予防）認知症対応型共同生活介護	(エ)養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

※養護老人ホーム及び軽費老人ホームの申請手続きについては、別途東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課からご案内させていただきます。

補助対象経費の内容・補助上限額

さらに、訪問介護事業所等の事業所であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額（上限額）に6万7千円（5万円）が加算されます！

対象経費	対象経費の具体的な内容	補助上限額																		
介護業務支援システム導入等経費 ※補助の要件等に関する詳細については、交付要綱やQ & A等をご確認ください。	左記一気通貫となる「介護業務支援システム」を利用するために導入する下記①～④の経費 ①ソフトウェアやクラウドサービス （購入費、リース料、保守・サポート費、導入設定費 等） ②タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア （購入費、リース料、保守・サポート費、導入設定費 等） ③Wi-Fiルーターなどのネットワーク機器 （購入費、設置費） ※Wi-Fi環境整備に必要なもの ④他事業者からの照会等に応じた経費 （説明資料印刷代 等） ※介護業務支援システム導入に関する照会等	最大500万円 補助基準額×補助率3/4 ※事業所の職員数に応じて異なる。																		
		<table><tr><th>職員数 (人)</th><th>上限額</th></tr><tr><td>1～10</td><td>100万円(133万4,000円×3/4)</td></tr><tr><td>11～20</td><td>160万円(213万4,000円×3/4)</td></tr><tr><td>21～30</td><td>200万円(266万7,000円×3/4)</td></tr><tr><td>31～50</td><td>260万円(346万7,000円×3/4)</td></tr><tr><td>51～70</td><td>320万円(426万7千円×3/4)</td></tr><tr><td>71～90</td><td>380万円(506万7千円×3/4)</td></tr><tr><td>91～110</td><td>440万円(586万7千円×3/4)</td></tr><tr><td>111～</td><td>500万円(666万7千円×3/4)</td></tr></table>	職員数 (人)	上限額	1～10	100万円(133万4,000円×3/4)	11～20	160万円(213万4,000円×3/4)	21～30	200万円(266万7,000円×3/4)	31～50	260万円(346万7,000円×3/4)	51～70	320万円(426万7千円×3/4)	71～90	380万円(506万7千円×3/4)	91～110	440万円(586万7千円×3/4)	111～	500万円(666万7千円×3/4)
		職員数 (人)	上限額																	
		1～10	100万円(133万4,000円×3/4)																	
		11～20	160万円(213万4,000円×3/4)																	
		21～30	200万円(266万7,000円×3/4)																	
		31～50	260万円(346万7,000円×3/4)																	
		51～70	320万円(426万7千円×3/4)																	
		71～90	380万円(506万7千円×3/4)																	
		91～110	440万円(586万7千円×3/4)																	
111～	500万円(666万7千円×3/4)																			
コンサルティング等経費 ※本経費のみの申請は不可	システムの選定・活用に関するコンサルティング等経費 （導入する機器等の検討や導入範囲の決定、導入した機器等の効果的な活用方法等に関するコンサルティング等経費 等）	75万円 補助基準額100万円×補助率3/4																		

介護業務支援システムの主な対象要件

- （１）記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一通り行う(一気通貫となる)ことが可能となるものであること。
※複数の介護業務支援システムを連携させることや、既に導入済みである介護業務支援システムに新たに業務機能を追加すること等により、一気通貫となる場合も対象
- （２）日中のサポート体制を常設していることが確認できるものであること。
- （３）厚生労働省の科学的介護情報システム「LIFE」による情報収集に協力する意思を有すること。
- （４）IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」を宣言すること。

補助手続きの流れ

※ 今後変更になる場合があります。

時期（予定）	内容
令和7年10月24日～11月25日	交付申請書の提出
令和8年2月下旬	交付決定・補助金の支払（概算払）
令和8年4月上旬まで	実績報告書の提出
令和8年6月以降	額の確定・補助金の返還

書類提出先

〒163-0719
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
公益財団法人 東京都福祉保健財団
福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当(補助金)
※交付申請書(Excel、添付書類は除く)はメールでもお送りください。
【送付先】digital-hojo@fukushizaidan.jp
このメールアドレスは書類提出専用です。
お問合せ等には一切返信できませんのでご了承ください。

※養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、
高齢者施策推進部施設支援課（03-5320-4264）までお問い合わせください